

商品概要説明書

2024年12月23日現在

商品名：創立 100 周年記念特別金利定期預金「おかげさま ネクストⅡ」										
販売対象		個人（個人事業主を含む）・法人で新規のお預け入れに限ります。 ※法人については他行預金からのシフトに限ります。								
取扱期間		2024年12月23日（月）～2025年3月31日（月） ※市場環境等により、取扱期間内においても取扱いを中止する場合があります。								
対象定期預金		自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）【自動継続型】								
預入期間		1年・3年・5年								
預入	預入方法	一括預入								
	預入金額	30万円以上 ※1口座のお預け入れ金額が1,000万円以上の場合も大口定期の取扱いとはなりません。また、満期日に自動継続する場合もスーパー定期となります。								
	預入単位	1円単位								
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。								
利息	適用金利	次の利率を適用します。 <table><tr><th>期間</th><th>金利</th></tr><tr><td>1年</td><td>年0.300%</td></tr><tr><td>3年</td><td>年0.400%</td></tr><tr><td>5年</td><td>年0.500%</td></tr></table>	期間	金利	1年	年0.300%	3年	年0.400%	5年	年0.500%
	期間	金利								
	1年	年0.300%								
3年	年0.400%									
5年	年0.500%									
	利払方法	【スーパー定期（単利型）】 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 【スーパー定期（複利型）】 満期日以後に一括して支払います。								
	計算方法	【スーパー定期（単利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 【スーパー定期（複利型）】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算								
税金		・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）								
手数料		—								
付加できる特約事項		・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。								

1/2

商品名：創立 100 周年記念特別金利定期預金「おかげさま ネクストⅡ」

中途解約時の取扱い	解約時の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（8時45分～17時10分、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	・ 1口座の預入金額が30万円以上であれば、何口でもお預け入れいただけます。 ・ この商品の取扱要領は、金融環境等の変化により変更させていただくことがあります。変更させていただいた取扱要領は募集期間中店頭に表示致します。 ・ この商品は、金融環境等の変化により止むを得ず募集を中止させていただくことがあります。 ・ 上乗せ金利が適用になるのは、当初のお預け入れ期間のみとなり、満期継続後は継続時のスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
預金保険について	預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）